

## 生徒指導旅費での定期家庭訪問旅費の執行について

連携部会 旅費の執行方針・配分調整担当

家庭訪問旅費に関わり、昨年度の連携会議の中で、別紙のような資料提示をさせていただきました。また今年度第2回連携会議において連携部会より、

### 3. 道費旅費の運用にかかわって

・家庭訪問旅費についてm f 検索の必要のない小学校部は、一日の行程を職員が自己申告し、その実績で旅費請求していくこととします。(生徒指導旅費で支出することとし、不足部分は全市的に集計し、センターへ要望します)

と提案させていただいたところですが、時期的に大変遅くなりましたが具体について提案させていただきます。また小学校のみならず中学校でも請求していいでしょうか？

#### 【小学校での請求について】

- ①富良野市立学校職員の自家用車の公用使用に関する規則に基づき、自家用車の公用使用承認及び行程確認簿（別記第4号様式）を請求資料として請求することとします。  
（各学校様式で教員より調査を行い、別記第4号様式へ転記することも可）
- ②当初から予算が不足することは明白ですので、事務センターより旅費調整調査の依頼があるまでに各学校において不足額を積算しておいてくださるようお願いいたします。（調査依頼は例年9月初旬にきています。調整配当が行われたのは昨年度10月中旬でした。また、最終的な調整が12月上旬に行われ、1月中旬に調整配当されています。）
- ③上記調整配当において、調整配当額が要望額より下回った場合については、各学校の管理運営旅費より支出することとします。

#### 【中学校での請求について】

- ①Mapfan にて全ての行程を落とし込みプリントアウトし、それをもって積算請求資料とし旅費請求します。
- ②③については小学校と同様とします。

## 家庭訪問旅費について

連携部会 旅費の執行方針・配分調整担当

家庭訪問旅費を請求している学校は小規模校に数校見られますが、ある程度の規模を超えると、旅費配当額の少なさから二の足を踏んでいるというよりは最初から無理という結論に達している学校がほとんどではないでしょうか。ある自治体では市町村費で家庭訪問旅費を支給している実態があるようですが、基本的には道費で支出するのが原則的であると考えられます。

今回小規模小学校での請求事例と中規模中学校の積算事例を紹介し、各学校での旅費支出の際の検討材料として活用していただきたく思います。

### 《J小学校の請求事例》

#### 家庭訪問旅費の請求について

① テラステーション⇒分掌⇒事務⇒旅行命令伺・復命書様式を出し、データ入力してください。

- ・1ページ目が旅行命令簿・2ページ目が復命書となっています。
- ・旅行命令月日は 27年4月17日とします。
- ・復命月日は25年4月(家庭訪問の最終)日とします。
- ・記載内容を自分用に書き換えます。
- ・用務は「家庭訪問のため」と記入します。

②記入が終わったら印刷します。モノクロ印刷を指定します。

③印刷した用紙・2枚ともに捺印し、事務回収ボックスに出してください。

※不明な点がありましたら、藤崎まで申し出て下さい。どこかへ出張をするときは、同様の事務手続きが必要ですので、覚えておきましょう。

平成27年度 家庭訪問旅費請求資料

教諭

※毎日学校出発時にメーター0にして帰校時に記録してください。忘れると旅費請求できません。

月 日	用務地(○をつけてください。)	一日のキロ数	旅費(×37円)	備考
4/	平沢・西達布・東山・老節布			
4/	平沢・西達布・東山・老節布			
4/	平沢・西達布・東山・老節布			
4/	平沢・西達布・東山・老節布			

H中学校  
家庭訪問旅費 算定結果表

年組	担任氏名	旅費額	備考
1年1組	T	2,701	
1年2組	H	2,664	
1年3組	T	1,887	
2年1組	T	3,256	
2年2組	H	2,442	
2年3組	O	2,923	
3年1組	T	703	
3年2組	O	1,628	
3年3組	A	333	
特支1年	H	1,369	
特支1年	K	333	
特支2年	M	0	
特支3年	K	222	
特支5・6組	T	333	
特支7・8組	S	333	
特支9組	S	555	
合 計		21,682	

＜生徒指導旅費 年度当初配当額＞	9,000円
------------------	--------

＜その他の出張＞	旅費概算	備考
特別支援学級生徒高等養護学校見学 引率 ※1 担任数×日当1,100円 ※2 教育バスのため車賃の請求無し	5,500円	今年度未請求 (校外学習指導でも可?)
難病生徒の指導に係る主治医及び保健師との面談(札幌厚生病院。担任・学年代表の2名)	10,488円	生徒指導旅費調整後、請求
特別支援生徒の指導に係る主治医との面談(旭川医大。担任1名)	4,874円	後日発覚。 未請求
特別支援生徒の指導に係る主治医との面談(旭川医大。担任1名)	4,874円	後日発覚。 未請求
計	25,736円	